

税控除について

翌年の確定申告の際に、「寄附金受領証明書」を添付し申告を行うことで、寄附金の2,000円を超える部分が税控除の対象になります。

< 寄附控除対象額 >

【住民税控除】 A + B

A : 基本控除額

$$\left(\text{寄附金の合計額} \text{ ※1} - 2,000 \text{ 円} \right) \times 10\%$$

B : 特例控除額 ※2

$$\left(\text{寄附金の合計額} \text{ ※1} - 2,000 \text{ 円} \right) \times \left(90\% - \text{所得税率} \right)$$

寄附金控除を受けるには、所得税の確定申告、又は所在地市町村での住民税申告書による申告を行っていただく必要があります。

※1 : 寄附金控除の対象となる額は総所得金額などの30%までとなります。

※2 : 住民税所得割額の20%までとなります。

【所得税控除】

$$C : \left(\text{寄附金の合計額} \text{ ※3} - 2,000 \text{ 円} \right) \times \text{所得税率}$$

給与所得者等(サラリーマンや公務員)源泉徴収されている方は、ご自身で寄附金控除の確定申告を行っていただく必要があります。確定申告をすることで所得税が還付されます。

※3 : 国又は地方公共団体に対する寄附金の合計額で所得金額の40%までとなります。

※所得税率は所得により異なりますので、お手数をおかけしますがご自身で確認されてください。

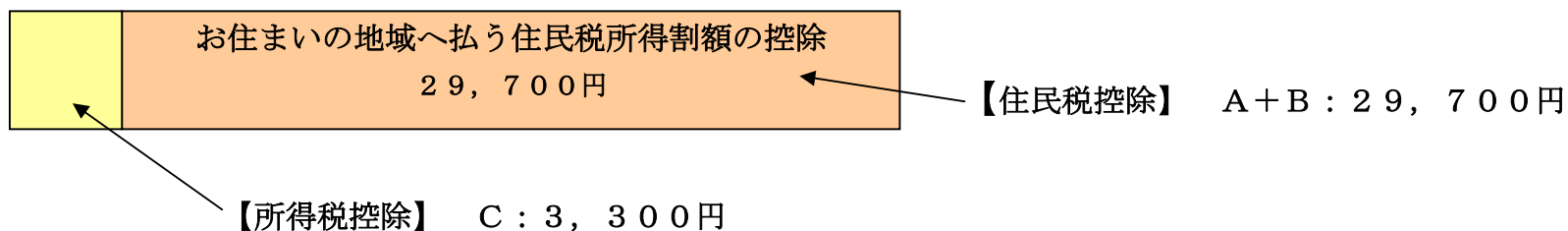
例) 所得税率が10%の寄附者が35,000円寄附した場合の控除

A : $(35,000円 - 2,000円) \times 10\% = 3,300円$

B : $(35,000円 - 2,000円) \times (90\% - 10\%) = 26,400円$

C : $(35,000円 - 2,000円) \times 10\% = 3,300円$

全体控除額 $3,300円 + 26,400円 + 3,300円 = 33,000円$



寄附金額		35,000円
税控除		▲33,000円
内訳	所得税控除	▲3,300円
	住民税控除	▲29,700円
自己負担額		2,000円

※寄附金額35,000円から、税額控除33,000円を差し引いた2,000円は控除対象外(お手持ちからの寄附)